

※サンハート使用欄
No.

サンハート友の会入会申込書

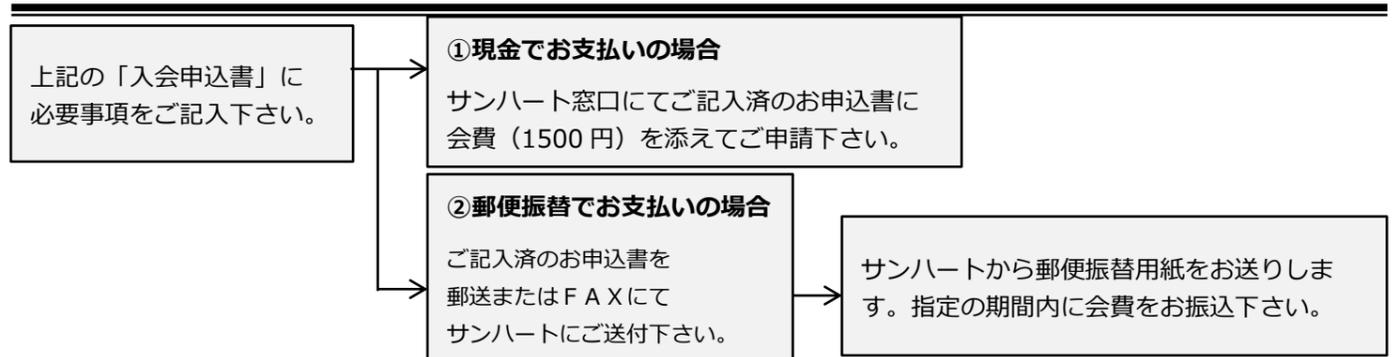
※サンハート使用欄
行

いずれかに○印をお付け下さい 新規 / 継続

フリガナ お名前		ご年齢	代
ご住所	〒		
お電話番号			
お好きな催事 ○印をお付け下さい。 (複数選択可)	音楽 (クラシック・ジャズ・ポピュラー・邦楽・ポップス) 舞台芸術 (落語・演劇・ミュージカル・ダンス・バレエ) 美術 (絵画展・書画展・生け花・茶会・写真・現代美術)		
ご入会の決め手となった 特典は何ですか? (複数選択可)	①チケット割引 ②チケット優先予約 ③インフォメーション定期便のお届け		
サンハートの利用頻度は どれくらいですか?	週・月・年 () 回程度		
サンハートの主催事業の 中でご来場いただいている 催しや興味のある催し はありますか? (複数選択可)	①あさひ亭まねき寄席 ②ワンコインコンサート ③最優秀賞受賞記念コンサート ④あさひ名画座 ⑤講座・ワークショップ ⑦その他 ()		
サンハートへの ご意見・ご希望等	<p>※サンハート使用欄</p> <p>お支払方法 <input type="checkbox"/> 窓口・現金 <input type="checkbox"/> 郵便振替 ()</p> <p>領収印</p>		

受付者 ()

お申込みの手順



第18期
新規会員
募集中!

サンハート友の会

【第18期 令和8年4月～令和9年3月】

サンハート友の会は、横浜市旭区民文化センターサンハートを、より便利に、快適に、
そしてお得にご利用いただける様、各種特典をご用意しております。



こんな方にとってもお得!!

- サンハートの主催公演チケットをリーズナブルに購入したい!**
⇒特定の公演で会員限定割引(10%)が適用!よりお得にチケットをお求めいただけます♪
- ご自宅からサンハートまで遠くて、出かけるのが大変!
でも、催し物の情報はタイムリーに受け取りたい!**
⇒インフォメーション定期便で毎月の催し物情報をご自宅までお届けします♪
- 自分のお気に入り席をより確実に確保したい!**
⇒指定席の場合、特定の公演のみ、会員限定の先行予約で、より早くお好みのお席をご購入いただけます!

入会お申込み

本紙最後のページの申込用紙に必要事項をご記入の上、お申込み下さい。
ご記入いただきましたお申込み書に会費を添えて、サンハート窓口にてお申込み下さい。

- 入会に際しましては会員規約をよくお読みの上お申し込み下さい。
- 会員資格は、お申込みの時期に関わらず、令和9年3月末日までとなります。

会費 **1,500円**

会員特典



1 チケット割引販売

サンハートの主催公演のチケットを 10%割引にてお買い求めいただけます。

※低料金公演の入場料やサンハート以外での委託販売については割引対象外となることもあります。

※特典は会員ご本人様分のみですが、ペア券は会員様と同伴者一名様分（1組）の料金が割引対象となります。

2 チケット優先予約

特定の主催公演チケット（指定席）を、一般発売に先駆けて優先的にご予約・ご購入いただけます。

優先予約が適用されるかどうかは、各公演の告知チラシに明記致します。

3 インフォメーション定期便のお届け

サンハートが発行する毎月の催し物案内や主催事業のチラシを毎月中旬にご自宅へお届けいたします。

サンハートの情報はこちらからチェック！



ホームページ



X(旧 Twitter)



Instagram

サンハート友の会 第18期会員規約

第一条（組織の名称）
本会の名称は「サンハート友の会」と称します。

第二条（会員）
1. 「サンハート友の会」は横浜市旭区民文化センターサンハート（以下「サンハート」という）で実施する事業に感心をお持ち下さる方々の組織です。
2. 会員とは、本会則を承認の上、サンハートに入会の申し込みを行い、サンハートがこれを認め、かつ所定の会費を納めた方をいいます。

第三条（会員期間）
会員期間は、サンハートが会員として登録した日から開始し、次に到来する3月末日をもって終了することとします。

第四条（会費）
1. 会員は、入会手続きまたは更新手続きの際にサンハートに対し、所定の会費を支払うものとします。
2. 会費については、理由の如何を問わず一切返金しないものとします。

第五条（会員証）
1. サンハートは、会員に対し、「サンハート友の会会員証」（以下、会員証という）を発行するものとします。
2. 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。

第六条（会員証の紛失または盗難）
1. 会員は、会員証の紛失または盗難にあった時は、すみやかにサンハートに届けるものとします。
2. 会員が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、会員またはサンハートに損害が生じた場合、会員がその損害の責を負うものとします。
3. 会員証を紛失、毀損した場合の再発行についての費用は 100 円とし、会員が負担するものとします。

第七条（会員サービス）
会員はサンハートが通知する各種サービスを、所定の方法により利用することが出来るものとします。

第八条（届出事項の変更）
1. 会員は、氏名、住所、電話番号など入会時に届け出た事項に変更があった時は、サンハートにその変更内容を届けるものとします。

2. 前項の届出がないために生じた不利益については、サンハートはその責を負わないものとします。

第九条（退会）
1. 会員が退会するときにはサンハートへその旨を届け出るとともに、会員証をサンハートへ返却して下さい。尚、有効期間の途中でであっても会費は返金しないものとします。
2. 次の場合は、サンハートが会員の資格を取り消すことができるものとします。
(1) 入会時に虚偽の申告があったとき
(2) 会費の支払いを怠ったとき
(3) サンハートの定めた本規約に違反したとき
(4) その他、サンハートが会員として不適格と判断した場合
なお、会員資格を取り消された場合でも、サンハートに対する債務は免責されないものとします。

第十条（個人情報）
1. サンハートは、会員から受領した入会申込書に記載された個人情報（以下、「会員情報」）を保有します。
2. サンハートは、会員情報について、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、適切に取り扱います。
3. サンハートは、会員情報をサンハートの事業活動等の必要に応じ、次の目的のために利用するものとします。
(1) サンハートが毎月発行する「インフォメーション定期便」の送付
(2) 会員が購入したチケットの発送
(3) 会費の請求に付随する業務
(4) その他、サンハートの事業運営の為、個人が特定できない形に加工して、お客様サービス等の目的等に利用する場合
4. サンハートは会員から、自身に関する情報の開示・訂正・利用停止・消去の依頼があった場合は、本人であることを確認した上で、特別な理由がない限り速やかに対応するものとします。

第十一条（規約の変更）
サンハートは、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、サンハートはすみやかに変更事項を会員に通知するものとします。

附則
この規約は、令和8年4月1日より適用します。

お問い合わせ

〒241-0821
横浜市旭区二俣川 1—3

横浜市旭区民文化センターサンハート「友の会係」
TEL 045-364-3810 FAX 045-391-6930 【受付時間】 9時～21時 不定休

キ
リ
ト
リ